

愛知県立大学入試・学生支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛知県立大学学則第6条の規定に基づき設置される入試・学生支援センター（以下「センター」という。）に関する基本的事項について定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、学生に対するサービスの向上と充実を図ること並びに学生の募集、入学者の選考及び入学者選抜制度の検討を行うことを目的とする。

(組織)

第3条 センターの下に入試広報室、キャリア支援室及び留学支援室を置く。

(業務)

第4条 センターは、その目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の募集及び広報並びに入学者選抜に関すること。
- (2) 学生の入学、休学、退学、転学、除籍、復学、懲戒、卒業等に関すること。
- (3) 学生の就職・進学など進路指導に関すること。
- (4) 学生の団体活動に関すること。
- (5) 学生の集会、掲示及び刊行物に関すること。
- (6) 学生の規律及び賞罰に関すること。
- (7) 学生の健康管理その他福利厚生に関すること。
- (8) 学生相談に関すること。
- (9) 授業料の減免及び奨学金に関すること。
- (10) 学生会館に関すること。
- (11) 受入留学生及び派遣留学生に対する支援（以下「留学支援」という。）に関すること。
- (12) 国際交流に関すること（国際戦略室が所掌する業務を除く）。
- (13) その他センター長が適当と認めた業務。

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学長の命を受け、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

また、任期の途中でセンター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 センター長に事故がある場合は、センター長が予め指名した副センター長がセンター長の職務を代理する。

(副センター長)

第6条 センターに、副センター長2名を置く。

- 2 副センター長は、センター長の命を受け、センターの業務を補佐する。
- 3 副センター長の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

また、任期の途中で副センター長が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(入試広報室長)

第7条 入試広報室に入試広報室長を置く。

- 2 入試広報室長は、センター業務のうち、学生の募集及び広報並びに入学者選抜に関する業務を行う。
- 3 入試広報室長は、センター長と協議の上、学長が指名する。
- 4 入試広報室長は、センター長又は副センター長が兼ねる。
- 5 入試広報室長の任期は、センター長又は副センター長の職にある期間とする。

(キャリア支援室長)

第8条 キャリア支援室にキャリア支援室長を置く。

- 2 キャリア支援室長は、センター業務のうち、キャリア支援に関する業務を行う。
- 3 キャリア支援室長は、センター長と協議の上、学長が指名する。
- 4 キャリア支援室長は、センター長又は副センター長が兼ねる。
- 5 キャリア支援室長の任期は、センター長又は副センター長の職にある期間とする。

(留学支援室長)

第9条 留学支援室に留学支援室長を置く。

- 2 留学支援室長は、センター業務のうち、留学支援及び国際交流に関する業務を行う。
- 3 留学支援室長は、センター長と協議の上、学長が指名する。
- 4 留学支援室長は、センター長又は副センター長が兼ねる。
- 5 留学支援室長の任期は、センター長又は副センター長の職にある期間とする。

(センター長補佐)

第10条 センターに、センター長補佐を置くことができる。

- 2 学長は、センターの運営に必要と判断した場合、センター長と協議の上、センター長補佐を指名することができる。
- 3 センター長補佐は、センター長の命を受け、センター長の職務を補佐する。
- 4 センター長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、学長の任期を超えることはできない。

また、任期の途中でセンター長補佐が交替した場合は、後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター運営会議)

第11条 センターの業務を円滑に運営するため、センター運営会議を置く。

2 センター運営会議は次の者をもって組織し、議長はセンター長をもって充てる。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 入試広報室長
- (4) キャリア支援室長
- (5) 留学支援室長
- (6) センター長補佐
- (7) 学務部長
- (8) 入試課長
- (9) その他センター長が必要と認めた者

3 運営会議はセンター長が召集する。

(委員会)

第12条 第4条に掲げる業務に係る重要な事項について審議するため、以下の委員会を置く。

- (1) 入学者選抜委員会
- (2) 学生生活委員会
- (3) 留学支援委員会
- (4) キャリア支援委員会
- (5) 第一種学資金返還免除候補者選考委員会

2 前項の委員会に関して必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第13条 センターの庶務は、学生支援課で行う。

(補則)

第14条 この規程に定めるセンターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(任期に関する経過措置)

この規程の施行の際現に愛知県立大学教職支援室要綱の規定による教職支援室長にある者の任期については、改正後の第8条の2第3項の規定にかかわらず、平成25年3月31日までとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附則

(施行期日)

この規程は、令和元年11月26日から施行する。

(任期に関する経過措置)

- 1 この規程の施行の際現にセンター長、副センター長、入試広報室長、キャリア支援室長、国際交流室長及びセンター長補佐の職にある者の任期については、改正前の規定を適用する。
- 2 この規程の施行の日から令和3年3月31日までの間にセンター長補佐の職に就いた者の任期については、改正後の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

附則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。